

地方公務員法の改正に伴う関係条例の整理について（概要）

市長公室人事課

1 主な改正の理由

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正に伴い、職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入するほか、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 主な改正の内容

(1) 和泉市職員の定年等に関する条例の一部改正（第2条）

- ①定年を65歳とする。（第3条）
- ②管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）を規定する。（第6条～第11条）
 - ・管理職手当を受ける職を、管理監督職勤務上限年齢制の対象とする。
 - ・管理監督職上限年齢を60歳とする。
 - ・特例的に管理監督職の期間を延長させることができるようにする。 等
- ③定年前再任用短時間勤務制を規定する。（第12条・第13条）
- ④定年を段階的に引き上げるようにする。（附則第7項）

(2) 和泉市職員の給与に関する条例の一部改正（第3条）

- ①「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。
- ②60歳以後職員を昇給停止とする。（第6条）
- ③60歳以後職員の給料を70%とする。（附則第40項～）
- ④退職手当について、ピーク時特例を設ける。（附則第48項～）

(3) 和泉市職員の給与に関する条例の一部改正（第4条）

失業者の退職手当の勤務日数の要件を緩和する。

(4) 次の条例の一部改正（第5条～第12条）

- ・和泉市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- ・職員の分限に関する条例
- ・職員の懲戒の手續及び効果に関する条例
- ・和泉市職員の勤務時間等に関する条例
- ・和泉市職員の育児休業等に関する条例
- ・和泉市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例
- ・一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例
- ・和泉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

以上の条例について、法改正に伴う規定整備を行う。

(5) 和泉市職員の再任用に関する条例の廃止（第13条）

再任用制度を終了させる。

3 施行期日

令和5年4月1日（第4条は公布の日）

制度概要

(1) 法改正の背景

平均寿命の伸長や少子高齢化の進展を踏まえ、豊富な知識、技術、経験等を持つ高齢期の職員の活躍を推進するため、職員の定年を65歳に引き上げる。

(2) 制度変更の概要

①定年の引上げ

令和5年4月から、2年に1歳ずつ定年を引き上げ（令和5年4月の定年年齢は原則61歳）、令和13年4月に65歳となる。

年度	現行	R5～R6	R7～R8	R9～R10	R11～R12	R13～
定年	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

②管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）

60歳に達した日以後の最初の4月1日に、管理職は非管理職の役職に降任等をする管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）を導入する。

③定年前再任用短時間勤務制・暫定再任用制

定年前の60歳以降に達した日以後の最初の4月1日以降に、職員が一旦退職した上で、短時間勤務に移行する定年前再任用短時間勤務制等を導入する。また、定年が段階的に引き上げられる経過期間において、65歳まで再任用できるよう、現行再任用制度と同様の仕組みの暫定再任用制を措置する。

④給与水準

60歳超職員の給与水準は、当分の間、60歳時点の7割とする。

⑤退職手当の計算方法

60歳超で給与が7割となるが、退職手当については特例的に、60歳時点（ピーク時）の給与に基づき算定する（ピーク時特例）。

(3) 本市の現行制度との対比

	改正		現行	
	60歳以後職員	定年前再任用短時間勤務職員	フルタイム再任用職員	短時間再任用職員
任期	定年年度末まで	定年年度末まで	1年（65歳まで更新）	（左に同じ）
職の異動（身分の変動）	なし	退職後、短時間勤務の職へ再任用	退職後、常勤の職へ再任用	退職後、短時間勤務の職へ再任用
職位	非管理職（係長級へ降格を想定） 主任級及び係長級の職員は変更無	非管理職主任級（現行の短時間再任用職員と同じ）	主任から退職時の職位まで（本人の希望）	非管理職主任級
給料	60歳時点の7割	再任用給料表		
手当	職員と同様	扶養・住居・退職手当以外		
退職手当	退職時に支給	常勤職員の退職時に支給済		
期末勤勉率	職員と同じ	再任用職員の率		
勤務形態	フルタイム	週 23.25h～31h	フルタイム	週 23.25h～31h

※暫定再任用は、現行のフルタイム再任用職員、短時間再任用職員と同じ（ただし、新制度の60歳以後職員と合わせて、職位の上限は係長級とする。）。

和泉市個人情報の保護に関する法律施行条例制定について（概要）

総務部総務管財室

1 制定の理由

社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データの流通」の両立を図るため、国の行政機関、民間事業者、地方公共団体等における個人情報の取扱いのルールの一統化を行うべく、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」という。）が改正された。

本市における個人情報の取扱いは和泉市個人情報保護条例（以下「市条例」という。）に基づき運用してきたが、令和5年4月から保護法に基づく運用となるため同条例を廃止するとともに、保護法の施行に関して必要な事項を定めようとするもの。

2 主な内容

(1) 開示請求に係る手数料（第3条）

開示請求に係る手数料の額は無料とする。ただし、実費負担として、写しの作成その他の交付に要する費用の負担を必要とする。

(2) 開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等の期限（第4条～第6条）

個人情報の開示請求に係る開示決定等の期限について、現行の市条例と同様の期限とするもの。

区 分	新・現条例	保護法
開 示（延長の場合）	15日以内（+15日）	30日以内（+30日）
訂 正（延長の場合）	30日以内（+15日）	30日以内（+30日）
利用停止（延長の場合）	30日以内（+15日）	30日以内（+30日）

(3) 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料（第8条）

行政機関等匿名加工情報（特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工したもので、当該個人情報を復元することができないようにしたもの）について、和泉市の人件費を基に算出した手数料を規定する。

区 分	額	備考
新規情報の利用 （新たに作成）	21,900円	基本料金
	1時間ごと4,150円	作成時間に応じた額
	作成委託料	作成を外部委託した場合
既存情報の利用	別事業者	新規の利用と同額
	同事業者	13,100円

(4) 審査会への諮問（第9条）

和泉市情報公開・個人情報保護審査会への諮問事項を規定する。

- ・個人情報の保護に関する法律施行条例の改廃
- ・個人情報の漏えい等防止その他の安全管理措置の基準の規定
- ・その他個人情報の取扱いに関する運用上の細則の規定

(5) 運用状況の公表（第10条）

現条例と同様、年1回の運用状況の公表を規定する。

(6) 個人情報保護条例廃止に伴う経過措置（附則第3項～第5項）

市条例廃止に伴い、施行日より前になされた個人情報の開示請求等の手続きについては旧条例を適用する。また施行日前にした行為に対する罰則の適用も旧条例を適用する。

(7) 和泉市情報公開条例の一部改正（附則第7項及び第8項）

現在、市条例の開示請求と情報公開条例の情報公開請求等に係る不開示情報の規定ぶりは整合性が確保されているが、今後、保護法が適用されるとその規定ぶりが異なることとなるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の規定にあわせた文言整備を行う。

3 施行期日

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日（令和5年4月1日）

(参考) スケジュール

令和4年6月	改正概要等の報告（総務企画委員会協議会）
令和4年7月～8月	条例素案を和泉市個人情報保護審査会へ諮問・答申
令和4年9月	条例素案のパブリックコメント (パブリックコメントに対する意見無し)
令和4年11月	条例案の策定
令和4年12月	令和4年第4回定例会へ条例案を提案
令和5年4月	保護法及び法施行条例の施行

公職選挙法施行令の改正に伴う関係条例の整理について（概要）

選挙管理委員会事務局

1 主な改正の理由

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）の一部改正により、国政選挙における公費負担の限度額が引き上げられたことに伴い、和泉市議会議員及び和泉市長の選挙においてもこれに準じ、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 主な改正の内容

(1) 和泉市議会議員及び和泉市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部改正（第2条）

区分	改正単価	現行単価
自動車借入れ	16,100円	15,800円
燃料費	7,700円	7,560円

(2) 和泉市議会議員及び和泉市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正（第3条）

区分	改正単価	現行単価
ビラの1枚当たりの作成単価	7円73銭	7円51銭

(3) 和泉市議会議員及び和泉市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正（第4条）

区分	改正単価	現行単価
ポスターの1枚当たりの作成単価	541円31銭	525円6銭
企画費	316,250円	310,500円

3 施行期日

公布の日

4 経過措置

この条例による改正後の和泉市議会議員及び和泉市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例、和泉市議会議員及び和泉市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例及び和泉市議会議員及び和泉市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

和泉市手数料条例の一部改正について（概要）

都市デザイン部建築・開発指導室

1 主な改正の理由

建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）の一部改正により、共同住宅等に係る誘導基準一次エネルギー消費量の算出方法において共用部分を評価することが必須とされたことから、手数料算定に使用する床面積の合計の算出方法を改正するための規定の整備等を行う。

2 主な改正の内容

- (1) 別表第2の7及び別表第2の11中の、床面積の合計に関する規定のうち、共同住宅等の共用部分を評価しない場合に関する規定を削除する。

【根拠】

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定及び変更の認定に係る評価方法に関して、共同住宅等の共用部分を評価することが必須とされたため。

- (2) 別表第2の16備考第1項の消費性能基準に関する参照条項を補正する。

【根拠】

共同住宅の建築物消費性能向上計画における誘導基準が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第13条第3項の誘導設計一次エネルギー消費量に規定されたため。

3 施行期日

公布の日

和泉市手数料条例の一部改正について（概要）

子育て健康部健康づくり推進室

1 主な改正の理由

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の一部改正により、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）における犬の鑑札の交付に係る特例が設けられたことに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 主な改正の内容

（改正前）犬の登録 1頭につき3,000円

（改正後）犬の登録（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の7第2項の規定により当該犬の登録の申請及び鑑札の交付があったものとみなされる場合を除く。） 1頭につき3,000円

狂犬病予防法により、犬の飼主は、犬を取得したときに市に登録申請をしなければならないが、この登録申請を受け、市は飼主に鑑札を交付するものとなっている。

動物愛護管理法の一部改正により、犬にマイクロチップが装着されることとなり、狂犬病予防法の特例として、このマイクロチップが鑑札とみなされる。犬の登録について、飼主は環境大臣に手数料を納付の上、登録申請を行うものとなったことから、市が手数料を徴収する必要がなくなる。

しかし、犬にマイクロチップを装着できない場合等は、これまで通り登録を行う必要があることから、当該登録に係る手数料として残す必要がある。

なお、マイクロチップを取り外された犬について鑑札を交付する場合は、すでに登録はされていることから新たな登録とはならず、手数料を徴収しない。

3 施行期日

令和5年4月1日

